

令和2年度SAGA2023意識調査業務委託仕様書

1 業務名

令和2年度SAGA2023意識調査業務委託

2 目的

SAGA2023の広報事業を進めるにあたり、県内の認知度等の現状や、興味・関心の方向性等の市場ニーズを正確に把握することで、今後の広報事業の基礎資料とするとともに、広報事業の更なる改善を図る。

3 業務内容

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 調査対象 佐賀県内に居住する15歳以上の男女個人
- (2) 調査方法 ウェブアンケート調査
- (3) 調査回数 年間2～3回程度
- (4) サンプル数 調査ごとに有効回答500サンプル
各調査間で回答者が重複することのないように留意すること。
- (5) 調査項目 甲が提示する設問項目案（含選択肢）に基づき、甲乙協議の上決定
- (6) 設問数 20問程度（調査ごとに設問数は異なる。）
- (7) 結果集計 単純集計（属性を含む全設問について集計）
クロス集計（を性別、年代、性年代、居住地ごとに集計）

4 事務要領

調査終了後1か月以内を目途として、該当調査のローデータ（入力データ）及び集計表等を提出することとする。

<調査スケジュール例>

- ・調査実施2週間前まで：調査項目の作成・決定
 - ・調査実施
 - ・調査実施後1か月以内：ローデータ、集計表等作成・提供
- 調査ごとの詳細なスケジュールは、その都度甲乙協議の上決定する。

5 成果品

調査ごとに、電子媒体（CD-R）により下記成果品を提出する。

- (1) ローデータ（電子データ式（Excel 形式を想定））
- (2) 単純集計表（電子データ式（Excel 形式を想定））
- (3) クロス集計表（電子データ式（Excel 形式を想定））
- (4) 本調査により収集した全てのデータ式

6 委託期間

契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで

7 その他

- (1) 本委託業務により生じた成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。甲は、成果品を無償で自由に二次利用できるものとし、乙はそれを妨げないものとする。
- (2) 本委託業務により得られたデータ等全てについて、本委託業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (3) 本委託業務により得られたデータ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもってあたなければならない。
- (4) 本委託業務で個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報特記事項」を遵守するものとする。
- (5) 上記スケジュールは標準的なものであり、祝休日や作業進行状況、その他の理由により変更となる場合がある。
- (6) 乙は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めていない事項については、甲と十分に協議し、甲の了解を得て実施することとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。
2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。
2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名(課、 係等) 事務名(事務担当者)等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号 印
代表者氏名

委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	（所属・役職）	（氏名）
作業責任者	（所属・役職）	（氏名）

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 （事務担当者）	

事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

個人情報管理の管理体制等変更報告書

令和 年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号 印
代表者氏名

委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	（所属・役職）	（氏名）
作業責任者	（所属・役職）	（氏名）

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 （事務担当者）	

事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）